

平成26年1月1日三重県指令農林水第19-4355号で認可

青蓮寺川香落漁業協同組合

三重内共第9号第五種

漁業権遊漁規則

青蓮寺川香落漁業協同組合
三重内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、青蓮寺川香落漁業協同組合が免許を受けた三重内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁場権の対象となっている水産動植物（「あゆ.こい.あまご.及びにじますをいう。」以下同じ。）の採捕（以下「漁場」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭とするものとする。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
刺 網	全長 30m以下 網目 3.5 cm以上
投 網	半径 1.5m以下 網目 3.5 cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる区域内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あ ゆ	本流旧発電所堰堤より、上流奈良県境まで支流折戸川布生水位観測所より上流百々橋まで	6月1日から11月30日迄の期間内で組合が定めて公表する期間内
あ ま ご	折戸川を除く青蓮寺川本流	3月1日から9月30日迄の機関内で組合が定めて公表する期間内
にじます こ い	遊漁禁止区域を除く、青蓮寺ダム堰より上流、本流は旧発電所堰堤まで、支流折戸川は布生水位観測所まで	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合掲示場若しくは、中日新聞に掲載してするものとする。

(遊漁禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはイ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
青蓮寺ダム堰下流端から300mの区域及びダム堰アバ(イ)からアバ(ロ)を結ぶ内側 (別紙第1図に標示する区域)	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	20 cm
にじます	15 cm
あまご	12 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し遊漁者が未就学の幼児のときは無料、身体不自由者は次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁具、漁法	種 類	区 分	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣り	年 券	大 人	10.000 円
		日 券 (解禁日翌日 より)	大 人	3.000 円
	刺 網	年券、 解禁日より 竿釣り年券購 入遊漁者に限 る	大 人	15.000 円
	投 網	日券 網解禁1週間後 より竿釣り年 券購入遊漁者 に限る	大 人	5.000 円
	ヒッカケ	採捕補助者1名 に付き	大 人	1.000 円

魚 種	漁具、漁法	種 類	区 分	遊 漁 料
あまご	竿釣り	年 券	大 人	5.000 円
		日 券 (解禁日翌日 より)	大 人	2.000 円
こい にじます	竿釣り (ボート に限る)	年 券	大 人	3.000 円
		日 券	大 人	1.000 円

ただし、こい・にじますの竿釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。

- (1) 三重県名張市青蓮寺
青蓮寺川香落漁業協同組合休憩所
- (2) 三重県名張市夏見
プロショップ・カツキ
- (3) 三重県名張市瀬古口
アングラーズ 名張店
- (4) 別に当組合が指定する所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号にによる遊漁承認証（以下「入漁券」という）を遊漁者に交付するものとする。

2 入漁券は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、入券を携帯し漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員を表示する腕章をつけるものとする。
 - 3 漁場監視員は、漁場監視等について問題が生じたときは理事の指示を受けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

様式1号

表

裏

<p>NO _____ 平成 _____ 年度 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">年間入漁券</p> <p>漁種漁法 _____</p> <p>遊漁料 _____円</p> <p>発行日 平成 _____年 _____月 _____日</p> <p>発行者 青蓮寺川香落漁業 協同組合</p> <p>取扱者 _____ (印)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁する時は本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 漁場監視員の要求があれば本証を提示しなければならない。 4 遊漁者は適当な距離を保ち他人に迷惑になる行為をしてはならない。 5 本証は再発行しない。
---	--

表

裏

<p>NO _____ 平成 年度</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">1日入漁券</p> <p>漁種漁法 _____</p> <p>遊漁料 _____円</p> <p>発行日 平成 年 月 日</p> <p>発行者 青蓮寺川香落漁業 協同組合</p> <p>取扱者 _____ (印)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁する時は本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 漁場監視員の要求があれば本証を提示しなければならない。 4 遊漁者は適当な距離を保ち他人に迷惑になる行為をしてはならない。 5 本証は再発行しない。
---	--

表

裏

<p>NO _____ 平成 年度</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">湖水年券</p> <p>遊漁料 _____円</p> <p>発行日 平成 年 月 日</p> <p>発行者 青蓮寺川香落漁業 協同組合</p> <p>取扱者 _____ (印)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁する時は必ず携帯して監視員の要求があれば本証を提示して下さい。 2 他人に迷惑行為は避けて下さい。 3 ボートの釣りでの事故には組合は責任を負いません。 4 本証は再発行しない。
--	---

表

裏

<p>NO _____ 平成 年度</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">湖水日券</p> <p>遊漁料 _____円</p> <p>発行日 平成 年 月 日</p> <p>発行者 青蓮寺川香落漁業 協同組合</p> <p>取扱者 _____ (印)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁する時は必ず携帯して監視員の要求があれば本証を提示して下さい。 2 他人に迷惑行為は避けて下さい。 3 ボートの釣りでの事故には組合は責任を負いません。 4 本証は再発行しない。
--	---

様式1号

表

裏

<p>NO _____ 平成 年度</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>網・引掛け入漁券 年間、1日、補助者 遊漁料 _____円</p> <p>発行日 平成 年 月 日</p> <p>発行者 青蓮寺川香落 漁業協同組合</p> <p>取扱者 _____ (印)</p>	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 遊漁する時は必ず携帯して監視員の要求があれば本証を提示して下さい。2 他人に迷惑行為は避けて下さい。3 本証は再発行しない。
--	---

様式2号

<p>漁 場 監 視 員 の 証</p>	
<p>住所 _____</p>	
<p>氏名 _____</p>	<p>年齢 _____</p>
<p>上記の者は当組合の監視員 であることを証明します。</p>	
<p>発行者 青蓮寺川香落漁業協同組合 組合長 _____</p>	<p>(印)</p>